**平成２７年（フ）第９４号**
栃木県小山市大字横倉499番地７
債務者　小平　　勝
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月26日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部
**平成２７年（フ）第５２５号**
静岡県浜松市中区葵西５丁目５番36号
債務者　齊藤　政治
1　決定年月日時　平成27年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２７年（フ）第１１３号**
茨城県つくば市二の宮２丁目６番地４
破産者　田中　　稔
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
**平成２７年（フ）第１１４号**
茨城県つくば市二の宮２丁目６番地４
破産者　羽富　光枝
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
**平成２７年（フ）第１３０号**
茨城県かすみがうら市稲吉２丁目21番40号　プロスペリティ弐番館201、前住所神奈川県川崎市宮前区土橋４丁目１番地４　セザール第２鷺沼　405号
破産者　板倉　克巳
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
**平成２７年（フ）第８５号**
長崎県佐世保市指方町2760番地
破産者　吉冨恵理花
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係
**平成２６年（フ）第９７３号**
埼玉県川口市芝西２丁目３番19号　タウンハイツ２　102号
破産者　清水　惠治
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
**平成２７年（フ）第３７５号**
埼玉県和光市新倉２丁目33番63号
破産者　小倉　孝雄
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
**平成２７年（フ）第３５３号**
静岡県焼津市飯淵369番地
破産者　松本　邦雄
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部
**平成２７年（フ）第４１３号**
静岡県牧之原市福岡13番地３、旧住所東京都練馬区関町北２丁目８番15号　マツイマンション203号
破産者　大石　正英
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部
**平成２６年（フ）第１２４号**
滋賀県東近江市五個荘清水鼻町261番地１　カーサ清水花　501号室、前住所滋賀県東近江市五個荘石馬寺町384番地28
破産者　前田建装こと　前田　千苗
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部
**平成２７年（フ）第３０９号**
大阪府和泉市池田下町1779－３ファミリープラザ泉北光明池２－515、住民票上の住所大阪府和泉市唐国町四丁目６番10号
破産者　大本　孝志
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
**平成２７年（フ）第３９０号**
大阪府和泉市伏屋町２丁目１番５－402号、前住所大阪府和泉市光明台１丁目32番３－102号
破産者　昇　宏太郎
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
**平成２７年（フ）第８９号**
奈良県大和高田市田井新町４番５－305号　甲第ハイツ西本
破産者　若松　大輔
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係
**平成２６年（フ）第１０７号**
北海道小樽市長橋５丁目29番６号、前住所北海道小樽市潮見台２丁目13番５号
破産者　冨田　良二
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部
**平成２７年（フ）第３９号**
北海道小樽市長橋３丁目16番５号　リベルテ長橋202、前住所北海道小樽市富岡１丁目26番143号　富岡レジデンス
破産者　北村　秀一
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部
**平成２７年（フ）第７３号**
北海道小樽市高島２丁目10番５号、前住所札幌市手稲区星置３条７丁目６番11号
破産者　樋口　修二
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部
**平成２６年（フ）第６８号**
茨城県神栖市堀割１丁目７番15－１号　フローラ舞105号
破産者　大竹　　博
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部